

秘密保護法の制定に反対する憲法・メディア法研究者の声明

安倍政権は、9月26日、かねて準備を進めてきた「特定秘密の保護に関する法律案」を示し、臨時国会への提出を目指している。しかしながら、この法案には憲法の基本原理に照らして看過しがたい重大な問題点があると考えるので、私たちは同法案の制定に強く反対する。

1 取材・報道の自由、国民の知る権利などさまざまな人権を侵害する

取材・報道の自由は、国民が国政に関与することにつき重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものであって、憲法21条が保障する表現の自由の保護が及ぶものであることは言うまでもない(博多駅事件最高裁大法廷決定など)。ところが、本法案は、防衛・外交・特定有害活動の防止・テロリズム防止の4分野の情報のうち特に秘匿が必要なものを行政機関の長が「特定秘密」として指定し、その漏えいに対して懲役10年以下の厳罰でもって禁止するだけでなく、特定秘密保有者の管理を害する行為により取得した場合も同様の処罰の対象とし、さらに漏えいや取得についての共謀・教唆・扇動にも罰則を科し、過失や未遂への処罰規定も置いている。

以上のような仕組みが導入されてしまうと、まずなによりも、重要で広範な国の情報が行政機関の一存で特定秘密とされることにより、国民の知る権利が制約される危険が生じる。また、特定秘密を業務上取り扱う公務員や民間の契約業者の職員が萎縮することにより情報提供が狭められるのに加えて、漏えいへの教唆や取得なども犯罪として処罰されることにより、ジャーナリストの取材活動や市民の調査活動そのものが厳しく制限され、ひいては報道の自由や市民の知る権利が不当に侵害されかねない。なお、法案には、「報道の自由に十分配慮する」との規定も置かれているが(20条)、この種の配慮規定により、法案そのものの危険性を本質的に取り除くことはできない。

このほか、本法案は、特定秘密を漏らすおそれがないよう秘密を取り扱う者に対する適性評価制度を導入し、評価対象者の家族関係や犯罪歴、病歴、経済的状態などを詳細に調査しようとしているが、これは個人のプライバシーを広範囲に侵害するものであり、不当な選別、差別を助長し、内部告発の抑止にもつながりかねない。また、秘密とされる範囲は広範囲に及び、かつ、漏えい等が禁止される事項も抽象的に書かれており、漠然としていて処罰の範囲も不明確であり、憲法31条が要求する適正手続の保障に反する疑いも強い。さらに、本法案が実現すると、秘密の中身が明らかにされにくく公開裁判が形骸化するおそれがあり、憲法37条が保障する公平な裁判所による迅速な公開裁判を受ける権利が脅かされかねない。

2 憲法の国民主権の原理に反する

憲法の国民主権の原理は、主権者である国民の意思に基づいて国政のあり方を決定していく政治のあり方を指しているが、これが十分に機能するためには、一人ひとりの国民が国政に関する事項について十分な情報にアクセスでき、その提供を受けられ、自由な表現・報道活動が行われ、これらによって主権者の意思が形成されることが前提である。

ところが、本法案が提示しているのは、そのような国民主権の前提に反して、1にも記したとおり、防衛、外交、有害活動防止やテロ防止など国民が大きな影響を受ける重要な情報について、その入手、取材、伝達、報道、意見交換がさまざまな形で制限される仕組みとなっている。これでは、国民主権が拠って立つ基盤そのものが失われてしまうことになる。

そもそも、本法案の準備過程そのものが秘密の闇に包まれ国民に明らかにされないまま進められてきた経緯がある(NPO法人「情報公開市民センター」が、情報公開法によって

本法案に関する情報の公開を請求したところ、内閣情報調査室は、「国民の間に不当に混乱を生じさせる」との理由で公開を拒否したと報告されている。また、本法案が制定されることになれば、国会議員の調査活動や議院の国政調査権なども制限を受ける可能性が高く、国民主権の原理はますます形骸化されてしまいかねない。現に法案では、秘密の委員会や調査会に特定秘密が提供された場合、それを知りえた議員も漏洩等の処罰対象とされているからである。

3 憲法の平和主義の原理に反する

憲法は、戦争の放棄と戦力の不保持、平和的生存権を定める平和主義を宣言している。これからすれば、軍事や防衛についての情報は国家の正当な秘密として必ずしも自明なものではなく、むしろこうした情報は憲法の平和主義原則の観点から厳しく吟味し、精査されなければならないはずである。

本法案は、防衛に関する事項を別表で広く詳細に列記し、関連の特定有害活動やテロ防止活動に関する事項も含め、これらの情報を広く国民の目から遠ざけてしまうことになる。秘密の指定は行政機関の一存で決められ、指定の妥当性や適正さを検証する仕組みは何も用意されていない。しかも、本法案により、現在の自衛隊法により指定されている「防衛秘密」はそのまま「特定秘密」に指定されたものと見做され、懲役も倍化されるという乱暴なやり方が取られている。本法案のような広範な防衛秘密保護の法制化は憲法の平和主義に反し、許されないと断言しなければならない。むしろ、防衛や安全保障に関する情報であっても、秘密を強めるのではなく、公開を広げることこそが現代民主国家の要請である。

政府は、安全保障政策の司令塔の役割を担う日本版 NSC(国家安全保障会議)の設置法案とともに本法案の制定を図ろうとしている。また自民党は先に「日本国憲法改正草案」を公表し、「国防軍」を創設するとともに、機密保持のための法律の制定をうたい、さらに、先に公表された「国家安全保障基本法案」では、集団的自衛権の行使を認めるとともに、秘密保護法の制定を示したが、本法案は、想定される武力の行使を見越して秘密保護をはかろうとするもので、憲法改正草案、国家安全保障基本法案と一体のものとする必要がある。その背後には、GSOMIA(軍事情報包括保護協定)締結にも示されるように、日米の情報共有の進展を踏まえた秘密保護強化の要請がある。

以上のように、本法案は基本的人権の保障、国民主権、平和主義という憲法の基本原理をことごとく踏みにじり、傷つける危険性の高い提案に他ならないので、私たちは重ねてその制定に強く反対する。

2013年10月11日

【呼びかけ人】(24人)

愛敬浩二(名古屋大学教授)、青井未帆(学習院大学法務研究科教授)、石村善治(福岡大学名誉教授)、市川正人(立命館大学教授)、今関源成(早稲田大学法学学術院教授)、上田勝美(龍谷大学名誉教授)、*右崎正博(獨協大学教授)、浦田賢治(早稲田大学名誉教授)、浦田一郎(明治大学法学部教授)、浦部法穂(神戸大学名誉教授)、奥平康弘(憲法研究者)、小沢隆一(東京慈恵会医科大学教授)、阪口正二郎(一橋大学大学院法学研究科教授)、*清水雅彦(日本体育大学准教授)、杉原泰雄(一橋大学名誉教授)、*田島泰彦(上智大学教授)、服部孝章(立教大学教授)、水島朝穂(早稲田大学教授)、本秀紀(名古屋大学教授)、森英樹(名古屋大学名誉教授)、*山内敏弘(一橋大学名誉教授)、吉田栄司(関西大学法学部教授)、渡辺治(一橋大学名誉教授)、和田進(神戸大学名誉教授)

(*印は世話人)

[賛同人] (10月27日現在、118人)

青木宏治 (関東学院大学法科大学院教授)、浅川千尋 (天理大学人間学部教授)、足立英郎 (大阪電気通信大学工学部人間科学研究センター)、荒牧重人 (山梨学院大学)、飯島滋明 (名古屋学院大学准教授)、池端忠司 (神奈川大学法学部教授)、井口秀作 (愛媛大学法文学部教授)、石川裕一郎 (聖学院大学准教授)、石塚迅 (山梨大学生命環境学部准教授)、石村修 (専修大学法科大学院教授)、井田洋子 (長崎大学教授)、伊藤雅康 (札幌学院大学法学部教授)、稲正樹 (国際基督教大学教授)、井端正幸 (沖縄国際大学法学部教授)、浮田哲 (羽衣国際大学現代社会学部教授)、植野妙実子 (中央大学教授)、植松健一 (立命館大学教授)、植村勝慶 (國學院大学法学部教授)、江原勝行 (岩手大学准教授)、榎透 (専修大学准教授)、榎澤幸広 (名古屋学院大学講師)、大石泰彦 (青山学院大学教授)、大久保史郎 (立命館大学教授)、大津浩 (成城大学法学部教授)、大塚一美 (山梨学院大学等非常勤講師)、大藤紀子 (獨協大学教授)、大野友也 (鹿児島大学准教授)、岡田健一郎 (高知大学講師)、岡田信弘 (北海道大学法学研究科教授)、緒方章宏 (日本体育大学名誉教授)、奥田喜道 (跡見学園女子大学マネジメント学部助教)、奥野恒久 (龍谷大学政策学部)、小栗実 (鹿児島大学教員)、柏崎敏義 (東京理科大学教授)、加藤一彦 (東京経済大学教授)、金澤孝 (早稲田大学法学部准教授)、金子匡良 (神奈川大学法学部准教授)、上脇博之 (神戸学院大学大学院実務法学研究科教授)、河合正雄 (弘前大学講師)、河上暁弘 (広島市立大学広島平和研究所講師)、川岸令和 (早稲田大学教授)、菊地洋 (岩手大学准教授)、北川善英 (横浜国立大学教授)、木下智史 (関西大学教授)、君島東彦 (立命館大学教授)、清田雄治 (愛知教育大学教育学部教授)、倉田原志 (立命館大学教授)、古関彰一 (獨協大学教授)、小竹聡 (拓殖大学教授)、後藤登 (大阪学院大学教授)、小林武 (沖縄大学客員教授)、小林直樹 (東京大学名誉教授)、小松浩 (立命館大学法学部教授)、笹川紀勝 (国際基督教大学名誉教授)、佐々木弘通 (東北大学教授)、笹沼弘志 (静岡大学)、佐藤潤一 (大阪産業大学教養部)、佐藤信行 (中央大学教授)、澤野義一 (大阪経済法科大学教授)、清水睦 (中央大学名誉教授)、城野一憲 (早稲田大学法学学術院助手)、鈴木眞澄 (龍谷大学法学部教授)、隅野隆徳 (専修大学名誉教授)、芹沢斉 (青山学院大学教授)、高作正博 (関西大学教授)、高橋利安 (広島修道大学教授)、高橋洋 (愛知学院大学大学院法務研究科)、高見勝利 (上智大学法科大学院教授)、田北康成 (立教大学社会学部助教)、竹森正孝 (大学教員)、多田一路 (立命館大学教授)、只野雅人 (一橋大学教授)、館田晶子 (専修大学准教授)、田中祥貴 (信州大学准教授)、寺川史朗 (龍谷大学教授)、戸波江二 (早稲田大学)、内藤光博 (専修大学教授)、永井憲一 (法政大学名誉教授)、中川律 (宮崎大学教育文化学部講師)、中里見博 (徳島大学総合科学部准教授)、中島茂樹 (立命館大学法学部教授)、永田秀樹 (関西学院大学大学院司法研究科)、中村睦男 (北海道大学名誉教授)、長峯信彦 (愛知大学法学部教授)、成澤孝人 (信州大学教授)、成嶋隆 (獨協大学法学部教授)、西原博史 (早稲田大学教授)、丹羽徹 (大阪経済法科大学)、根森健 (新潟大学法務研究科教授)、野中俊彦 (法政大学名誉教授)、濱口晶子 (龍谷大学法学部准教授)、韓永學 (北海学園大学法学部教授)、樋口陽一 (憲法研究者)、廣田全男 (横浜市立大学都市社会文化研究科教授)、深瀬忠一 (北海道大学名誉教授)、福島敏明 (神戸学院大学法学部准教授)、福島力洋 (関西大学総合情報学部准教授)、藤野美都子 (福島県立医科大学教授)、船木正文 (大東文化大学教員)、古川純 (専修大学名誉教授)、前原清隆 (日本福祉大学教授)、松田浩 (成城大学准教授)、松原幸恵 (山口大学准教授)、丸山重威 (前関東学院大学教授)、宮井清暢 (富山大学経済学部経営法学科教授)、三宅裕一郎 (三重短期大学)、三輪隆 (埼玉大学特別教員・名誉教授)、村田尚紀 (関西大学法科大学院教授)、元山健 (龍谷大学法学部)、諸根貞夫 (龍谷大学教授)、森正 (名古屋市立大学名誉教授)、山崎英壽 (都留文科大学非常勤講師)、山元一 (慶応義塾大学教授)、横田耕一 (九州大学名誉教授)、横山宏章 (北九州市立大学大学院社会システム研究科教授)、吉田善明 (明治大学名誉教授)、渡辺賢 (大阪市立大学大学院法学研究科教授)、渡辺洋 (神戸学院大学教授)